

	・私立高等専門学校学生 1 人につき	自宅通学 600,000 円 自宅外通学 800,000 円
	・国・公立大学学生 1 人につき ・自宅通学	自宅通学 590,000 円 自宅外通学 1,020,000 円
	・私立大学学生 1 人につき	自宅通学 1,010,000 円 自宅外通学 1,440,000 円
	・国・公立専修学校高等課程生徒 1 人につき	自宅通学 170,000 円 自宅外通学 270,000 円
	・私立専修学校高等課程生徒 1 人につき	自宅通学 370,000 円 自宅外通学 460,000 円
	・国・公立専修学校専門課程生徒 1 人につき	自宅通学 220,000 円 自宅外通学 620,000 円
	・私立専修学校専門課程生徒 1 人につき	自宅通学 720,000 円 自宅外通学 1,120,000 円
③障害者のいる世帯であること	障害者 1 人につき 860,000 円	
④長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。	
⑤主たる学資負担者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000 円を限度とする。	
⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。	
⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円。なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。	
(備考)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に申請者本人分は含めない。 ・ A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除（国立学校に係るもの）は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、B 欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合は B 欄の金額と授業料納入金額との合計額が A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算することができる。 ・ 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種により A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。 ・ A 欄の控除については、該当する特別の事情が 2 以上ある場合には、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。 		

B:本人を対象とする控除

(大学・大学院)
自宅通学 280,000 円 / 自宅外通学 720,000 円

●別表 授業料免除に係る収入基準額表

【大学】

【大学院博士前期課程及び専門職学位課程】

※ () 内は、博士後期課程

区分		
世帯人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

区分		
世帯人員	1人	1,820,000円 (2,540,000)
	2人	2,900,000円 (4,040,000)
	3人	3,340,000円 (4,670,000)
	4人	3,640,000円 (5,070,000)
	5人	3,930,000円 (5,480,000)
	6人	4,120,000円 (5,740,600)
	7人	4,320,000円 (6,020,000)

(備考)
世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(備考)
世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円(280,000円)をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

学力基準

(学部)

1. 1年次生及び編入学・再入学当初の年度の場合

本学入学試験に合格した者とする。

2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）

前年度において次表に掲げる学修成績を修めた者とする。

学年	修得単位数	GPA
2年次	31単位以上	本人の属する学年全員の最上位から70%以内 （「3. 学力基準の特例（1）」に該当する場合は、本人の属する学年全員の最上位から80%以内）
3年次	31単位以上	
4年次	25単位以上	

ただし、研究指導教員又は履修指導教員の推薦により、授業料免除を受けることで成績が好転する可能性が高いと認められる者については、前年度において以下に掲げる学修成績を修めた者とする。

学年	修得単位数	GPA
2年次	31単位以上	本人の属する学年全員の最上位から75%以内 （「3. 学力基準の特例（1）」に該当する場合は、本人の属する学年全員の最上位から85%以内）
3年次	31単位以上	
4年次	25単位以上	

3. 学力基準の特例

（1）2年次生以上（編入学・再入学当初の年度を除く）であって、次のいずれかに該当し経済的困窮度が著しく高く、家計基準及び「2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）」に定める単位数を修得している場合は、学力基準を緩和し、特例として免除の対象とすることができる。

- （ア）母子又は父子世帯で生活困難な者
- （イ）生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- （ウ）本人が障害者
- （エ）原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女

（2）「2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）」に関わらず、前年度の修得単位数のみで判断することが適当でないと認められる場

(大学院)

1. 1年次生及び編入学・再入学当初の年度の場合

本学入学試験に合格した者とする。

2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）

前年度までに次表に掲げる単位数を修得し、かつ、前年度までの累積 GPA が2.1以上（「3. 学力基準の特例」に該当する場合は1.9以上）の者とする。

ただし、当該学生の成績評価にGPAが用いられていないときは、GPAの算出式によって得た値により判定する。

所属	修得単位数
博士前期課程	16単位以上
アントレプレナーシップ専攻	18単位以上
博士後期課程	6単位以上

3. 学力基準の特例

2年次生以上（編入学・再入学当初の年度を除く）であって、次のいずれかに該当し経済的困窮度が著しく高く、家計基準及び「2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）」に定める単位数を修得している場合は、学力基準を緩和し、特例として免除の対象とすることができる。

- （ア）母子又は父子世帯で生活困難な者
- （イ）生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- （ウ）本人が障害者
- （エ）原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女